

(証券コード 7850)
平成27年10月9日

株 主 各 位

札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総 合 商 研 株 式 会 社
代表取締役社長 片 岡 廣 幸

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年10月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年10月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
協同組合札幌プリントピア3階 組合ホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第44期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shouken.co.jp>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成26年 8 月 1 日から
平成27年 7 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策・金融政策等の効果による企業業績の改善を背景とし、雇用や所得環境の改善等、緩やかな回復傾向が続きました。その一方で、中国経済の下振れなどの海外景気に対する懸念より、本格的な景気回復への兆しは依然不透明な状況であります。

当社グループが位置する印刷業界におきましては、出版市場の低迷とネット広告市場の拡大といった受注環境に加え、円安による主要原材料価格の上昇や受注単価の下落傾向が続き、収益を確保することが難しい局面にあります。

このような環境の中で当社グループは、新たな事業領域と企業価値の拡大に努めてまいりました。当期は、「モノづくりからコトづくり」をテーマに味覚分析を通じた商品開発・イベント企画等の企画営業を強化し、その一環として平成27年3月には、地方自治体のPR活動や特産品開発等を担う「株式会社まち・ひと・しごと総研」を子会社として設立し、地方の生活、環境、経済活性化に取り組むべく、事業開拓を行っております。

その結果、当連結会計年度の売上高は15,683百万円（前年同期比157百万円増）と増収となりました。

利益につきましては、外注費の増加や製造原価の上昇により、営業利益は76百万円（前年同期比177百万円減）、経常利益は86百万円（前年同期比192百万円減）、当期純利益は41百万円（前年同期比141百万円減）となり、それぞれ減益となりました。

事業の部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

※前連結会計年度末において、従来「商業印刷事業」に含まれていた「ふりっば一事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更すべきであったこと、及び報告セグメントの内訳について集計誤りがあったことが判明いたしました。前連結会計年度との比較については、当該変更後の内容を記載しております。

(商業印刷事業)

商業印刷事業におきましては、新規事業の創出へ注力したことで一部は成果が出始めてまいりましたが、昨年の消費増税特需効果の剥落によりチラシ受注が減少し、当事業の売上高は9,284百万円（前年同期比455百万円減）となりました。

利益につきましては、用紙代の値上げの影響やチラシ受注減少の影響を吸収しきれなかったことと、次の事業の柱となる地方創生に関わる業務やサイン・ディスプレイ事業等への注力により経費が増加し、営業利益は112百万円（前年同期比196百万円減）となりました。

(年賀状印刷事業)

年賀状印刷事業におきましては、日本郵政グループ向けの受注が大幅に増加したことで、名入れ年賀状は165万件（前年同期比117%増）、パック年賀状は580万パック（前年同期比117%増）と両商品とも増加し、当事業の売上高は5,779百万円（前年同期比698百万円増）となりました。一方で、当期首に取得した伊勢原第一工場の立ち上げに伴う諸経費や個人情報セキュリティ強化費用に加え、消費税増税により年賀葉書が50円から52円へ値上がりしたことによるパック年賀状の採算悪化の影響があり、営業利益は433百万円（前年同期比47百万円減）となりました。

(ふりっば一事業)

ふりっば一事業におきましては、札幌市より広報さっぽろの配布業務を受託する等、事業の幅を広げたものの、各受注の採算性を見直し、利益重視へと営業戦略を変更した結果、当事業の売上高は514百万円（前年同期比65百万円減）となりました。一方で、当該戦略が順調に進捗し営業損失は37百万円（前年同期の営業損失は118百万円）と赤字幅が縮小いたしました。

(その他)

その他におきましては、北海道内の2店舗のプリントハウスにて、D P E、オンデマンドプリント等の商品・サービスの提供を行ってまいりましたが、売上高は105百万円（前年同期比19百万円減）、営業損失は26百万円（前年同期の営業損失は24百万円）となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第 43 期 (平成25年 8 月 1 日から 平成26年 7 月31日まで)		第 44 期 (平成26年 8 月 1 日から 平成27年 7 月31日まで)	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
商 業 印 刷	9,740	62.8	9,284	59.2
年 賀 状 印 刷	5,080	32.7	5,779	36.8
ふ り っ ぱ ー	579	3.7	514	3.3
そ の 他	124	0.8	105	0.7
合 計	15,525	100.0	15,683	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,075百万円であり、その主なものは、伊勢原第一工場の土地建物取得、印刷関連設備及びネットワーク機器への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く広告・印刷業界の経営環境は厳しさを増していることから、今後一層の業績拡大と企業体質の強化を図るため、下記の3点を重点課題として取り組んでまいります。

① 商業印刷事業の営業基盤の拡大と利益構造の改革

取引先の広告宣伝費は抑制傾向にあり、商業印刷の受注競争は激化していることから、当社グループの総合的な機能を最大限活用し、新規営業及び既存取引先との取引深耕による営業基盤の拡大と、企画営業の強化により利益構造の改革を行ってまいります。

② 販売促進支援機能の強化

同業他社との差別化による競争力を高めるため、付加価値の高い企画提案の実施、印刷機能の拡充、地域情報誌「ふりっぱー」・「北海道応援マガジンJP01」及び同Webサイトの機能拡充、Web・IT支援の強化、味覚分析を通じた新たな販売促進ツールの開発・提供等を通じ、取引先に対する販売促進支援機能の強化を図ってまいります。

③ 財務体質の強化

経営環境の変化、材料費等の高騰によるコスト増加並びに事業戦略に応じた投資に対応するために、徹底したコスト管理による利益率の向上、内部留保の増加による自己資本比率の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 41 期 (平成24年 7 月期)	第 42 期 (平成25年 7 月期)	第 43 期 (平成26年 7 月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (平成27年 7 月期)
売 上 高 (百万円)	13,754	15,252	15,525	15,683
経 常 利 益 (百万円)	159	260	279	86
当期純利益 (百万円)	42	159	182	41
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	14.31	53.83	61.44	13.65
総 資 産 (百万円)	6,943	7,254	7,662	8,112
純 資 産 (百万円)	1,668	1,859	2,079	2,116

- (注) 1. 第41期は、日本郵政グループからの年賀状印刷受注獲得により増収となりました。経常利益につきましては、営業基盤拡大のための人材積極採用により固定費が増加しましたが、年賀状印刷事業の利益で吸収し、増益となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券の減損により増益幅が減少いたしました。
2. 第42期は、第41期に引き続き年賀状印刷受注が伸長し、増収となりました。経常利益につきましては、原価率の上昇及びフレキシ印刷機の導入による償却費用増加がありましたが、増益となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券の減損により増益幅が減少いたしました。
3. 第43期は、第42期に引き続き年賀状印刷受注が伸長し、増収となりました。経常利益につきましては、印刷物の総需要は縮小を続けるものの、商業印刷で東北エリアの受注が拡大し、増益となりました。当期純利益につきましても、固定資産除却損により増益幅が減少いたしました。
4. 第44期（当連結会計年度）は、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は自己株式を控除して算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
プリントハウス株式会社	40,000千円	100.0%	印 刷 業
株式会社味香り戦略研究所	85,675千円	86.9%	味覚データの 分析・販売

(11) 主要な事業内容 (平成27年7月31日現在)

区分	主要な事業内容
商業印刷事業	商業印刷、マスコミ広告、サイン・ディスプレイ製作、各種イベントの企画・立案・実施、販売促進ツールの制作・販売、消費者動向調査・商圏調査、WEBサイト制作、フリーペーパー、携帯販促
年賀状印刷事業	年賀状印刷、パック年賀状販売、挨拶状印刷
ふりっぱー事業	地域新聞ふりっぱーの発行、ポスティング受託

(12) 事業所 (平成27年7月31日現在)

①当社

本 社	北海道札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
支 社 東 京 支 社	東京都中央区新川一丁目17番24号 新川中央ビル8階
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区与力町1番5号 与力町パークビル1階
九 州 支 社	福岡県福岡市博多区井相田三丁目2番地の1
営 業 所 旭 川 営 業 所	北海道上川郡鷹栖町8線西2号
青 森 営 業 所	青森県八戸市廿三日町28番地 八戸ウエストビル303
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市大新町4番1号 アビエス1階
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目6番53号 あきはビル3階
和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市小雑賀三丁目6番14号 サンサンハウス内
工 場 本 社 工 場	北海道札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
白 石 工 場	北海道札幌市白石区中央一条四丁目3番94号
旭 川 工 場	北海道上川郡鷹栖町8線西2号
伊勢原第一工場	神奈川県伊勢原市鈴川53番1
伊勢原第二工場	神奈川県伊勢原市鈴川43番地
店 舗 北海道内2店舗	時計台店・白石店 (札幌市)

②連結子会社

会 社 名 プリントハウス株式会社

本 社 札幌市白石区中央一条四丁目3番94号

会 社 名 株式会社味香り戦略研究所

本 社 東京都中央区新川一丁目17番24号 新川中央ビル8階

(13) 従業員の状況（平成27年7月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商 業 印 刷 事 業	226 名	28 名減
年 賀 状 印 刷 事 業	52 名	14 名増
ふ り っ ぱ ー 事 業	30 名	12 名減
そ の 他	4 名	一 名
管 理 部 門 他	114 名	2 名減
合 計	426 名	28 名減

- (注) 1. パートタイマー等の臨時雇用者は、上記従業員数に含んでおりません。
 2. 臨時雇用者の期中平均雇用人員（1日8時間換算）は173名であります。
 3. 当連結会計年度より、事業区分を「商業印刷事業」「年賀状印刷事業」「ふりっぱー事業」「その他」「管理部門他」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
410名	31名減	39.9才	7.8年

- (注) 1. パートタイマー等の臨時雇用者は、上記従業員数に含んでおりません。
 2. 臨時雇用者の期中平均雇用人員（1日8時間換算）は171名であります。

(14) 主要な借入先及び借入金額（平成27年7月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,009 百万円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	868 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	522 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	421 百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	374 百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,060,110株

(3) 株主数 943名

(注) 当社は自己株式57,956株を保有しており、上記株主数に含めております。

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 実 力 養 成 会	793 千株	26.41 %
株 式 会 社 小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	140	4.66
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	140	4.66
日 藤 株 式 会 社	140	4.66
総 合 商 研 従 業 員 持 株 会	135	4.52
株 式 会 社 光 文 堂	100	3.33
小 松 印 刷 株 式 会 社	100	3.33
志 田 秋 子	78	2.60
東 京 イ ン キ 株 式 会 社	63	2.10
片 岡 廣 幸	51	1.72

(注) 1. 当社は自己株式57,956株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	加 藤 優	協同組合札幌プリントピア理事長 株式会社味香り戦略研究所取締役
代表取締役社長	片 岡 廣 幸	営業本部長
常 務 取 締 役	菊 池 健 司	商印事業統括
常 務 取 締 役	高 谷 真 夢	年賀・物販事業統括
取 締 役	菊 地 弘 人	統括部長
取 締 役	小 林 直 弘	制作統括本部長
取 締 役	小 柳 道 啓	グループ経営戦略室室長 株式会社味香り戦略研究所代表取締役
常 勤 監 査 役	小 笠 原 博	プリントハウス株式会社監査役 株式会社味香り戦略研究所監査役
監 査 役	山 川 寛 之	札幌第一興産株式会社取締役副社長
監 査 役	川 崎 光 夫	日藤株式会社常務取締役営業本部本部長

- (注) 1. 平成26年10月28日開催の第43回定時株主総会において、小笠原博及び川崎光夫の両氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 監査役大居啓子及び長谷勲の両氏は平成26年10月28日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 監査役のうち山川寛之及び川崎光夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は社外監査役山川寛之氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役	7 名	109,200千円
監査役 (うち社外監査役)	4 名 (1 名)	4,800千円 (1,200千円)
計	11名	114,000千円

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の監査役は3名であります。なお、支給人員と相違しているのは、平成26年10月28日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおり、また、無報酬の監査役（社外監査役）1名が存在していることによるものです。
3. 取締役の報酬限度額は、平成25年10月29日開催の第42回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年10月26日開催の第35回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等	兼職の内容	関 係
監査役	山 川 寛 之	札幌第一興産株式会社	取 締 役 副 社 長	—
監査役	川 崎 光 夫	日藤株式会社	常務取締役営業本部本部長	当社の株主 当社の仕入先

(注) 監査役川崎光夫氏の兼職先法人は当社株主であり、当社との間で仕入購入取引がありますが、定型的な取引であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	山 川 寛 之	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会5回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	川 崎 光 夫	社外監査役就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、社外監査役就任後に開催された監査役会4回のうち4回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、会社規模、業務内容に最適な体制を組み、実質的な効果を求めていく方針の下、社外取締役の選任議案を株主総会に提案しておりませんでした。が、経営に対する監督機能をさらに強化するため、本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任クロスティア監査法人

優成監査法人（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任クロスティア監査法人が平成27年4月10日付で辞任いたしました。当社といたしましては、当期（第44期）の監査を担当する会計監査人（一時会計監査人）として優成監査法人を一時会計監査人に選任し、同監査法人が就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任クロスティア監査法人

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	3,811千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合計（当事業年度に係る会計監査人としての報酬等）	3,811千円

優成監査法人（一时会計監査人）

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	5,988千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合計（当事業年度に係る会計監査人としての報酬等）	5,988千円

- (注) 1. 上記金額は会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確にしていな
いため、これらの合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの
算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の
報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある
と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取
締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとしま
す。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に
該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員
の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役
会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計
監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針
を決議し、一部改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた めの体制

- ① 当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規
範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」「社是」「価値基準」を
定め、全役職員に周知徹底を図る。

- ② 企画管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持にあたらせるとともに、法令違反の未然防止、早期発見のため「内部通報制度」を設置し、法令遵守に努めるものとする。また、全役職員に対し、「コンプライアンスマニュアル」の配布、教育を行うことにより、法令遵守に関する知識と意識を醸成する。
- ③ 監査役及び取締役は、法令違反その他重要な事実を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告するものとする。
- ④ 当社グループは、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報窓口」を「内部通報規程」に基づき設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。
- ⑤ 財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を、取締役・監査役が適切かつ確実に閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは「リスク管理規程」に基づき経営に重要な影響を及ぼすリスクの予見と識別を行い、事前防止体制と発生時の迅速な対応、再発防止策を講じる体制を確立する。
- ② リスク管理全般について企画管理本部が統括管理をするとともに、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締り会及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう「取締役会規程」「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。これらの社内規程の改定は取締役会の決定によるものとする。
- ② 当社グループの取締役会を補完するものとして、部課長以上の役職者で構成する経営会議を設置し、社内情報の一元化と業務推進、重点施策、経営計画、リスク管理状況等の定期的な報告・確認と今後の対応策の検討を行う。
- ③ 取締役の職務執行状況については、定期的に取り締り会において報告を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展を目指す。
- ② 当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

③ 当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

④ 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令・監督を受けない。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動等は監査役の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害あるいは重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

② 監査役は経営会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な稟議書は監査役に回覧することとする。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役監査の実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見や情報の交換を行う。

- ② 監査役は、内部監査室及び監査法人に対して監査の実施経過について適宜報告を求める等、緊密な連携を保ち、実効的な監査を実施することのできる体制とする。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針とする。
- ② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は企画管理本部とし、情報の一元管理を行う。
- ③ 「コンプライアンスマニュアル」に反社会的勢力排除に向けた基本方針とその取組みを定め、全社員への周知を図るものとする。

7. 内部統制システムの運用状況の概要について

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」「社是」「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を行っております。

また、遵守すべき法令をまとめた「コンプライアンスマニュアル」の見直しを定期的に行い、全社員に対し教育を行っております。

(2) 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会を13回開催し、各議案についての審議、職務執行状況の報告・監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

また、取締役会とは別に毎月、部課長以上の役職者で構成する経営会議を行い、社内情報の一元化と業務推進および定期的な報告と確認を行うことで迅速な業務執行が可能な体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」に則り、子会社を含む管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、毎月開催の経営会議に子会社役職者が出席し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は5回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また常勤監査役は毎月開催の経営会議に出席しており、業務の意思決定ならびに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに、代表取締役および内部監査室、会計監査人と定期的にコンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、「コンプライアンスマニュアル」に定めた基本方針と取組みを基に行動するよう、周知徹底を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示し、比率その他の数字は四捨五入して表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
|--------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| <b>【資産の部】</b>      |                  | <b>【負債の部】</b>             |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,407,228</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>2,661,582</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,272,359        | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 1,114,600        |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金  | 1,445,144        | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 998,577          |
| 商 品 及 び 製 品        | 52,302           | 未 払 金                     | 189,913          |
| 仕 掛 品              | 26,439           | リ ー ス 債 務                 | 39,226           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 493,953          | 未 払 法 人 税 等               | 18,137           |
| 前 払 費 用            | 63,077           | 賞 与 引 当 金                 | 13,576           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 33,955           | 設 備 関 係 未 払 金             | 81,858           |
| そ の 他              | 36,353           | そ の 他                     | 205,693          |
| 貸 倒 引 当 金          | △16,357          |                           |                  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,705,673</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>3,334,697</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,250,626</b> | 長 期 借 入 金                 | 2,945,806        |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 992,018          | リ ー ス 債 務                 | 79,310           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 773,947          | 長 期 設 備 関 係 未 払 金         | 165,523          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 139,219          | 繰 延 税 金 負 債               | 113,795          |
| 土 地                | 1,163,579        | 資 産 除 去 債 務               | 8,520            |
| リ ー ス 資 産          | 115,812          | そ の 他                     | 21,742           |
| 建 設 仮 勘 定          | 66,049           |                           |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>213,693</b>   | <b>負 債 合 計</b>            | <b>5,996,280</b> |
| 商 標 権              | 153              | <b>【純資産の部】</b>            |                  |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 194,583          | <b>株 主 資 本</b>            | <b>1,818,654</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定  | 5,424            | 資 本 金                     | 411,920          |
| 電 話 加 入 権          | 13,499           | 資 本 剰 余 金                 | 453,546          |
| そ の 他              | 31               | 利 益 剰 余 金                 | 972,979          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,241,353</b> | 自 己 株 式                   | △19,792          |
| 投 資 有 価 証 券        | 774,945          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 293,995          |
| 出 資 金              | 302,205          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 293,995          |
| 差 入 保 証 金          | 64,119           | <b>少 数 株 主 持 分</b>        | <b>3,971</b>     |
| そ の 他              | 172,314          |                           |                  |
| 貸 倒 引 当 金          | △72,231          | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>2,116,622</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,112,902</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>8,112,902</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 8 月 1 日から)  
(平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額        |
|----------------|------------|
| 売上高            | 15,683,407 |
| 売上原価           | 11,474,027 |
| 売上総利益          | 4,209,379  |
| 販売費及び一般管理費     | 4,132,396  |
| 営業利益           | 76,983     |
| 営業外収入          | 889        |
| 受取利息           | 12,962     |
| 受取配当金          | 34,961     |
| 受取手数料          | 18,329     |
| 受取賃貸料          | 14,166     |
| 製作くず売却益        | 20,923     |
| 営業外費用          | 54,347     |
| 支払利息           | 38,004     |
| 貸倒引当金繰入額       | 407        |
| 持分法による投資損失     | 196        |
| 経常利益           | 86,261     |
| 特別利益           | 39,023     |
| 投資有価証券売却益      | 39,023     |
| 特別損失           | 10,518     |
| 固定資産除却損        | 900        |
| 投資有価証券評価損      | 1,275      |
| 関係会社株式売却損      | 12,693     |
| 税金等調整前当期純利益    | 112,590    |
| 法人税、住民税及び事業税   | 55,625     |
| 法人税等調整額        | 17,757     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 39,207     |
| 少数株主損失         | △1,797     |
| 当期純利益          | 41,005     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年 8 月 1 日から  
平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |         |         |         |           |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                  | 411,920 | 453,546 | 986,057 | △17,560 | 1,833,964 |
| 当 期 中 の 変 動 額              |         |         |         |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |         | △54,083 |         | △54,083   |
| 当 期 純 利 益                  |         |         | 41,005  |         | 41,005    |
| 自己株式の取得                    |         |         |         | △2,231  | △2,231    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額 (純額) |         |         |         |         | —         |
| 当期中の変動額合計                  | —       | —       | △13,077 | △2,231  | △15,309   |
| 当 期 末 残 高                  | 411,920 | 453,546 | 972,979 | △19,792 | 1,818,654 |

|                            | その他の包括利益累計額      |                   | 少数株主持分 | 純資産合計     |
|----------------------------|------------------|-------------------|--------|-----------|
|                            | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                  | 240,139          | 240,139           | 5,769  | 2,079,873 |
| 当 期 中 の 変 動 額              |                  |                   |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                |                  |                   |        | △54,083   |
| 当 期 純 利 益                  |                  |                   |        | 41,005    |
| 自己株式の取得                    |                  |                   |        | △2,231    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額 (純額) | 53,855           | 53,855            | △1,797 | 52,057    |
| 当期中の変動額合計                  | 53,855           | 53,855            | △1,797 | 36,748    |
| 当 期 末 残 高                  | 293,995          | 293,995           | 3,971  | 2,116,622 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### ①連結子会社の数及び連結子会社の名称

連 結 子 会 社 の 数     2 社

連結子会社の名称     プリントハウス株式会社  
株式会社味香り戦略研究所

#### ②非連結子会社の名称

株式会社まち・ひと・しごと総研

株式会社ゾーン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社まち・ひと・しごと総研

株式会社ゾーン

株式会社あるた出版

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

システムデザイン開発株式会社は平成26年10月に同社株式をすべて売却したため持分法適用関連会社から外れております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社味香り戦略研究所の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、連結子会社のうちプリントハウス株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他の有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ②たな卸資産

商 品 主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製 品、仕 掛 品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産 建物（建物附属設備を除く）

（リース資産を除く） イ. 平成10年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

ロ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの  
旧定額法

ハ. 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定額法

建物以外

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

ロ. 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～38年

機械装置及び運搬具 2年～10年

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
 外貨建金銭債権債務は決算日直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
 ・ヘッジ手段 金利スワップ取引  
 ・ヘッジ対象 借入金利
- ③ヘッジ方針 当社グループの金利スワップ取引は、借入金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 特定退職金共済制度 従業員の退職金の支給に備えて当該制度に加入しており、自己都合退職による期末要支給額の100%相当額を掛金として支出しておりましたが、平成26年10月31日付で脱退いたしました。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。



追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.33%から平成27年8月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.78%、平成28年8月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.01%にそれぞれ変更されております。この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

|                                |              |             |
|--------------------------------|--------------|-------------|
| 1. 担保に供している資産                  | 建物及び構築物      | 871,201千円   |
|                                | 土 地          | 1,104,142千円 |
|                                | 計            | 1,975,343千円 |
|                                | 上記に対応する債務の金額 | 1,491,404千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額              |              | 4,019,344千円 |
| 3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 |              |             |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

|                         |      |            |
|-------------------------|------|------------|
| 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 | 普通株式 | 3,060,110株 |
| 2. 当連結会計年度末日における自己株式の数  | 普通株式 | 57,956株    |
| 3. 剰余金の配当に関する事項         |      |            |

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|------------------|------------|-------------|
| 平成26年10月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 24,041         | 8                | 平成26年7月31日 | 平成26年10月29日 |
| 平成27年3月12日<br>取締役会    | 普通株式  | 30,041         | 10               | 平成27年1月31日 | 平成27年4月15日  |

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決 議                   | 株式の<br>種 類 | 配当の<br>原 資 | 配当金<br>の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|-----------------------|------------|------------|--------------------|---------------------|------------|-------------|
| 平成27年10月27日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 利益<br>剰余金  | 30,021             | 10                  | 平成27年7月31日 | 平成27年10月28日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長期、短期のバランスを勘案して、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用は安全性の高い短期預金等で運用しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

|               | 連結貸借<br>対照表<br>計上額 | 時価          | 差額     |
|---------------|--------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 1,272,359          | 1,272,359   | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,445,144          | 1,445,144   | —      |
| (3) 投資有価証券    |                    |             |        |
| 其他有価証券        | 707,807            | 707,807     | —      |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (1,114,600)        | (1,114,600) | —      |
| (5) 長期借入金     | (3,944,383)        | (3,963,269) | 18,886 |
| (6) 長期設備関係未払金 | (247,381)          | (249,741)   | 2,359  |
| (7) リース債務     | (118,537)          | (112,434)   | △6,103 |
| (8) デリバティブ取引  | —                  | —           | —      |

※1 負債に計上されているものについては、（ ）内で示しております。

2 負債の長期借入金、長期設備関係未払金及びリース債務は、1年内返済予定の長期借入金、設備関係未払金及び流動負債に計上したリース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 長期設備関係未払金、並びに (7) リース債務

長期借入金、長期設備関係未払金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入、設備投資又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等        | 主なヘッジ対象 | 契約額等(千円)  | 契約額のうち1年超(千円) | 時価(千円) |
|-------------|---------------------|---------|-----------|---------------|--------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 3,800,000 | 1,700,354     | (注)    |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分               | 連結貸借対照表計上額 |
|------------------|------------|
| 非上場株式            | 26,135     |
| 非上場社債            | 1,000      |
| 非連結子会社株式及び関連会社株式 | 40,000     |
| 出資金              | 302,205    |

※ これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 705円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円65銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
|--------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| <b>【資産の部】</b>      |                  | <b>【負債の部】</b>           |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,269,313</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>2,633,607</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,183,755        | 支 払 手 形                 | 404,283          |
| 受 取 手 形 金          | 47,547           | 買 掛 金                   | 712,867          |
| 売 掛 金              | 1,368,752        | 1年内返済予定の長期借入金           | 998,577          |
| 商 品 及 び 製 品        | 13,203           | 未 払 金                   | 169,620          |
| 仕 掛 品              | 26,439           | 未 払 費 用                 | 45,678           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 492,963          | リ ー ス 債 務               | 39,226           |
| 前 払 費 用            | 60,490           | 賞 与 引 当 金               | 13,576           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 33,955           | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 3,758            |
| そ の 他              | 58,562           | 設 備 関 係 未 払 金           | 81,858           |
| 貸 倒 引 当 金          | △16,357          | そ の 他                   | 164,160          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,844,622</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>3,340,810</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,233,939</b> | 長 期 借 入 金               | 2,945,806        |
| 建 物                | 982,375          | リ ー ス 債 務               | 79,310           |
| 構 築 物              | 4,100            | 長期設備関係未払金               | 165,523          |
| 機 械 及 び 装 置        | 765,090          | 繰 延 税 金 負 債             | 113,795          |
| 車 両 運 搬 具          | 3,359            | 資 産 除 去 債 務             | 8,520            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 136,430          | そ の 他                   | 27,855           |
| 土 地                | 1,163,579        | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,974,417</b> |
| リ ー ス 資 産          | 112,954          | <b>【純資産の部】</b>          |                  |
| 建 設 仮 勘 定          | 66,049           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>1,845,522</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>212,944</b>   | 資 本 金                   | 411,920          |
| 商 標                | 153              | 資 本 剰 余 金               | 453,546          |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 193,834          | 資 本 準 備 金               | 441,153          |
| そ の 他              | 18,956           | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 12,393           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,397,737</b> | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>999,848</b>   |
| 投 資 有 価 証 券        | 734,943          | 利 益 準 備 金               | 27,000           |
| 関 係 会 社 株 式        | 121,533          | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 972,848          |
| 出 資 金              | 302,185          | 別 途 積 立 金               | 800,000          |
| 長 期 貸 付 金          | 121,902          | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 172,848          |
| そ の 他              | 189,404          | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△19,792</b>   |
| 貸 倒 引 当 金          | △72,231          | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>293,995</b>   |
|                    |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 293,995          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,113,935</b> | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>2,139,518</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>8,113,935</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 8 月 1 日から  
平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |            |
|-----------------------|--------|------------|
| 売 上 高                 |        | 15,533,465 |
| 売 上 原 価               |        | 11,386,349 |
| 売 上 総 利 益             |        | 4,147,115  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 4,057,873  |
| 営 業 利 益               |        | 89,242     |
| 営 業 外 収 益             |        |            |
| 受 取 利 息               | 1,421  |            |
| 受 取 配 当 金             | 12,962 |            |
| そ の 他                 | 89,610 | 103,994    |
| 営 業 外 費 用             |        |            |
| 支 払 利 息               | 54,241 |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 38,004 |            |
| そ の 他                 | 196    | 92,442     |
| 経 常 利 益               |        | 100,794    |
| 特 別 利 益               |        |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 39,023 | 39,023     |
| 特 別 損 失               |        |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 10,488 |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 900    | 11,388     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 128,429    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 55,153 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 17,757 | 72,910     |
| 当 期 純 利 益             |        | 55,519     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から  
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                |           |                         |
|----------------------------|---------|-----------|----------------|-----------|-------------------------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |                         |
|                            |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>別途積立金 |
| 当 期 首 残 高                  | 411,920 | 441,153   | 12,393         | 27,000    | 700,000                 |
| 当 期 中 の 変 動 額              |         |           |                |           |                         |
| 別途積立金の積立                   |         |           |                |           | 100,000                 |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |           |                |           |                         |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |                |           |                         |
| 自己株式の取得                    |         |           |                |           |                         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額 (純額) |         |           |                |           |                         |
| 当期中の変動額合計                  | —       | —         | —              | —         | 100,000                 |
| 当 期 末 残 高                  | 411,920 | 441,153   | 12,393         | 27,000    | 800,000                 |

|                           | 株 主 資 本        |         |           | 評価・換算<br>差 額 等   | 純資産合計     |
|---------------------------|----------------|---------|-----------|------------------|-----------|
|                           | 利益剰余金          | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
|                           | その他利益<br>剰 余 金 |         |           |                  |           |
|                           | 繰越利益<br>剰 余 金  |         |           |                  |           |
| 当 期 首 残 高                 | 271,412        | △17,560 | 1,846,318 | 240,139          | 2,086,458 |
| 当 期 中 の 変 動 額             |                |         |           |                  |           |
| 別途積立金の積立                  | △100,000       |         | —         |                  | —         |
| 剰 余 金 の 配 当               | △54,083        |         | △54,083   |                  | △54,083   |
| 当 期 純 利 益                 | 55,519         |         | 55,519    |                  | 55,519    |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                | △2,231  | △2,231    |                  | △2,231    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額（純額） |                |         | —         | 53,855           | 53,855    |
| 当期中の変動額合計                 | △98,564        | △2,231  | △795      | 53,855           | 53,059    |
| 当 期 末 残 高                 | 172,848        | △19,792 | 1,845,522 | 293,995          | 2,139,518 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 

|               |                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                           |
| その他有価証券       |                                                       |
| 時価のあるもの       | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                           |
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 商 品       | 主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 製 品、仕 掛 品 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）    |
| 原材料及び貯蔵品  | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）   |
3. 固定資産の減価償却の方法
 

|                           |                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 有 形 固 定 資 産<br>(リース資産を除く) | 建物（建物附属設備を除く）                                                               |
|                           | ① 平成10年3月31日以前に取得したもの<br>旧定率法                                               |
|                           | ② 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの<br>旧定額法                                    |
|                           | ③ 平成19年4月1日以降に取得したもの<br>定額法                                                 |
|                           | 建物以外                                                                        |
|                           | ① 平成19年3月31日以前に取得したもの<br>旧定率法                                               |
|                           | ② 平成19年4月1日以降に取得したもの<br>定率法                                                 |
|                           | なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。<br>また、主な耐用年数は以下の通りであります。 |
|                           | 建物 15年～38年                                                                  |
|                           | 機械装置及び運搬具 2年～10年                                                            |
| 無 形 固 定 資 産<br>(リース資産を除く) | 定額法                                                                         |
|                           | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                        |
| リ ー ス 資 産                 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                         |



#### 4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 金利スワップ取引  
・ヘッジ対象 借入金利

ヘ ッ ジ 方 針 当社の金利スワップ取引は、借入金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる事項

特定退職金共済制度 従業員の退職金の支給に備えて当該制度に加入しており、自己都合退職による期末要支給額の100%相当額を掛金として支出していましたが、平成26年10月31日付で脱退いたしました。

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

### 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.33%から平成27年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.78%、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.01%にそれぞれ変更されております。この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

## 貸借対照表に関する注記

|                                |              |   |             |
|--------------------------------|--------------|---|-------------|
| 1. 担保に供している資産                  | 建            | 物 | 868,005千円   |
|                                | 構            | 築 | 3,196千円     |
|                                | 土            | 地 | 1,104,142千円 |
|                                | 計            |   | 1,975,343千円 |
|                                | 上記に対応する債務の金額 |   | 1,491,404千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額              |              |   | 3,939,255千円 |
| 3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 |              |   |             |
| 4. 関係会社に対する金銭債権・債務             | 短 期 金 銭 債 権  |   | 46,839千円    |
|                                | 長 期 金 銭 債 権  |   | 120,378千円   |
|                                | 短 期 金 銭 債 務  |   | 10,996千円    |
|                                | 長 期 金 銭 債 務  |   | 6,112千円     |

## 損益計算書に関する注記

|           |            |   |   |          |
|-----------|------------|---|---|----------|
| 関係会社との取引高 | 売          | 上 | 高 | 34,718千円 |
|           | 仕          | 入 | 高 | 66,459千円 |
|           | その他営業取引    |   |   | 50,466千円 |
|           | 営業取引以外の取引高 |   |   | 17,843千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 当事業年度末における自己株式の株式数 | 57,956株 |
|--------------------|---------|

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動)

繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 未払事業税    | 2,378千円  |
| 未払事業所税   | 1,095千円  |
| 賞与引当金    | 4,450千円  |
| 法定福利費    | 696千円    |
| 貸倒引当金    | 5,058千円  |
| 原材料評価損   | 11,526千円 |
| 商品評価損    | 1,198千円  |
| 前受収益     | 8,341千円  |
| 減価償却超過額  | 1,917千円  |
| 繰延税金資産小計 | 36,662千円 |
| 評価性引当額   | △2,707千円 |
| 繰延税金資産合計 | 33,955千円 |

(固定)

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金     | 23,084千円  |
| 減価償却超過額   | 590千円     |
| 投資有価証券評価損 | 28,273千円  |
| 遊休資産減損損失  | 5,082千円   |
| 資産除去債務    | 2,793千円   |
| 長期前受収益    | 6,261千円   |
| 繰延税金資産小計  | 66,085千円  |
| 評価性引当額    | △47,767千円 |
| 繰延税金資産合計  | 18,317千円  |

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 129,876千円 |
| その他          | 2,236千円   |
| 繰延税金負債合計     | 132,113千円 |
| 繰延税金負債の純額    | 113,795千円 |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 関連会社等

| 種類    | 会社等の<br>名称又は<br>氏 名  | 所在地        | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業       | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係               | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目              | 期末残高<br>(千円) |
|-------|----------------------|------------|----------------------|---------------------|---------------------------------------|-----------------------------|---------------|--------------|-----------------|--------------|
| 子 会 社 | 株式会社<br>味の素戦略<br>研究所 | 東京都<br>中央区 | 85,675               | 味覚データ<br>の分析・販<br>売 | (所有)<br>直接<br>86.9                    | 資金援助<br>事務所の<br>転賃<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注2) | 100,000      | そ の 他<br>(流動資産) | 20,000       |
|       |                      |            |                      |                     |                                       |                             | 資金の回収<br>(注2) | 31,500       | 長期貸付金           | 80,000       |
|       |                      |            |                      |                     |                                       |                             | 利息の受取         | 540          | 未 収 収 益         | 55           |
|       |                      |            |                      |                     |                                       |                             | 敷金の預り         | —            | そ の 他<br>(固定負債) | 6,112        |

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。
4. 関連会社等への債権に対し、38,748千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において16,998千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の<br>名称又は<br>氏 名 | 所在地 | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業                | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                                     | 取引金額<br>(千円) | 科目              | 期末残高<br>(千円) |
|-----------------------------|---------------------|-----|----------------------|------------------------------|---------------------------------------|---------------|-------------------------------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 役 員 及 び<br>主 要 株 主<br>(個 人) | 加藤 優                | —   | —                    | 当社代表取締役会長<br>協同組合札幌プリントピア理事長 | (被所有)<br>間接<br>26.4                   | —             | 当社本社工場土地建物の維持・管理等を協同組合札幌プリントピアへ委託<br>(注2) | 143,450      | 未 払 金           | 9,335        |
|                             |                     |     |                      |                              |                                       |               |                                           | —            | 未 払 費用          | 782          |
|                             |                     |     |                      |                              |                                       |               |                                           | 17,541       | 出 資 金<br>(注3)   | 297,722      |
|                             |                     |     |                      |                              |                                       |               |                                           | 3,377        | そ の 他<br>(固定資産) | 23,284       |
|                             |                     |     |                      |                              |                                       |               |                                           | —            | 差 保 証 金         | 5,000        |
|                             |                     |     |                      |                              |                                       |               |                                           | —            | 設備関係<br>未 払 金   | 66,210       |
|                             |                     |     |                      |                              |                                       |               |                                           | —            | 長期設備<br>関係未払金   | 165,523      |

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社と協同組合札幌プリントピアとの取引は、加藤優が第三者（協同組合札幌プリントピア）の代表者として行った取引であり、当社本社工場の土地建物の維持・管理等の費用については、市場価格及び一般的取引条件を勘案して決定しております。
3. 出資金には、出資預け金297,222千円を含んでおります。
4. 債権に対し貸倒引当金22,967千円を計上しております。また、当事業年度において22,967千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 712円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 18円48銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年9月24日

総合商研株式会社  
取締役会 御中

#### 優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 前 田 裕 次 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 狐 塚 利 光 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、総合商研株式会社の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、総合商研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月24日

総合商研株式会社  
取締役会 御中

### 優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 前 田 裕 次 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 狐 塚 利 光 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、総合商研株式会社の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月29日

|          |      |   |
|----------|------|---|
| 総合商研株式会社 | 監査役会 |   |
| 常勤監査役    | 小笠原博 | ㊞ |
| 社外監査役    | 山川寛之 | ㊞ |
| 社外監査役    | 川崎光夫 | ㊞ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ  
ており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りなが  
ら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといた  
したいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は30,021,540円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき20円とな  
ります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年10月28日といたしたいと存じます。

### 2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、配当原資の確保を目的に、以下のとおり別途  
積立金の一部を繰越利益剰余金に振り替えいたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

|       |              |
|-------|--------------|
| 別途積立金 | 100,000,000円 |
|-------|--------------|

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 100,000,000円 |
|---------|--------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の当社の更なる事業拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、当社の事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更案第27条（取締役の責任免除）を新設したいと存じます。なお、本変更に関しましては各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）および同第39条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、同第44条（剰余金の配当）、および同第45条（中間配当）を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更部分を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～17. &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>18. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～17. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>18. インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画、デザイン、制作、販売、運営、保守及び管理</p> <p>19. 酒類、清涼飲料水、食料品、金券の販売並びに輸出入、その代理及び仲介</p> <p>20. 古物営業法に基づく古物の売買、仲介、受託販売</p> <p>21. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く)は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は3名以内とする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)<br/>第21条 取締役は株主総会において選任する。<br/>＜新設＞</p> <p><u>2</u> ＜条文省略＞<br/><u>3</u> ＜条文省略＞</p> <p>(任期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> | <p>(選任方法)<br/>第20条 取締役は株主総会において選任する。<br/><u>2</u> 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。<br/><u>3</u> ＜現行どおり＞<br/><u>4</u> ＜現行どおり＞</p> <p>(任期)<br/>第21条 取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>3</u> 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査等委員である取締役の補欠者（以下、「補欠監査等委員」という。）を選任することができる。<br/><u>4</u> 補欠監査等委員の選任決議の定足数は、第20条第3項の規定を準用する。<br/><u>5</u> 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。<br/><u>6</u> 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く）の中から代表取締役を選定する。<br/><u>2</u> 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第27条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u><br/>(員数)<br/>第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法)<br/>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)<br/>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役)<br/>第33条 <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。</u><br/>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u></p> | <p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員および監査等委員会</u><br/>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u><br/> <u>ただし、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第34条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u><br/> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規程)<br/> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)<br/> <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |



| 現行定款                                                        | 変更案                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設>                                                        | (常勤監査等委員)<br>第31条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。                                                                                      |
| <新設>                                                        | (監査等委員会の招集通知)<br>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。 |
| <新設>                                                        | (監査等委員会規程)<br>第33条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                              |
| 第6章 会計監査人<br>第40条～第41条 <条文省略>                               | 第6章 会計監査人<br>第34条～第35条 <現行どおり>                                                                                                               |
| (会計監査人の報酬等)<br>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。         | (会計監査人の報酬等)<br>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                                                        |
| 第7章 計算<br>(事業年度)<br>第43条 <条文省略>                             | 第7章 計算<br>(事業年度)<br>第37条 <現行どおり>                                                                                                             |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。              | <削除>                                                                                                                                         |
| (中間配当)<br>第45条 当会社は、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。 | <削除>                                                                                                                                         |



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かとう まさる 優<br>(昭和14年7月15日生)         | 昭和47年12月 当社設立<br>代表取締役社長<br>平成16年10月 当社代表取締役会長兼管理部長<br>平成17年7月 当社代表取締役会長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>協同組合札幌プリントピア理事長<br>株式会社味香り戦略研究所取締役                                                                                                                                                 | 一株         |
| 2     | かたおか ひろ ゆき 片岡 廣 幸<br>(昭和32年7月16日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成9年10月 当社取締役商業印刷事業部事業部長<br>平成11年2月 当社取締役営業本部長兼営業第2部部长<br>平成14年4月 当社取締役札幌営業本部長<br>(当社マーケティング部・特販営業部・大阪営業部担当)<br>平成15年4月 当社取締役営業本部長兼大阪支社長<br>平成16年10月 当社取締役社長兼営業本部長<br>平成18年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長<br>平成22年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長<br>兼企画管理本部長<br>平成25年8月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任） | 51,596株    |
| 3     | きくち けん じ 菊池 健 司<br>(昭和29年10月2日生)   | 昭和53年4月 株式会社ダイエー入社<br>平成11年1月 同社販売促進部長<br>平成13年2月 同社IR広報部長<br>平成14年7月 当社東京本部・副本部長<br>平成14年9月 株式会社総合商業研究所取締役<br>平成17年7月 当社執行役員営業企画部長<br>平成17年10月 当社取締役東京支社長兼営業企画部長<br>平成22年10月 当社常務取締役本州統括兼東京支社長<br>平成25年8月 当社常務取締役商印事業統括（現任）                                                         | 12,309株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | たかやまこと<br>高谷真琴<br>(昭和40年2月10日生)   | 昭和62年4月 株式会社千修入社<br>平成6年10月 当社入社<br>平成13年4月 当社営業第4部部长<br>平成14年4月 当社マーケティング部部长<br>平成16年3月 当社事業開発部部长<br>平成16年10月 当社執行役員事業開発部部长<br>平成18年10月 当社取締役事業開発部部长<br>平成24年10月 当社常務取締役東日本統括兼東京支社長<br>平成25年8月 当社常務取締役年賀・物販事業統括(現任)                                                              | 19,675株    |
| 5     | きくちひろと<br>菊地弘人<br>(昭和36年12月28日生)  | 昭和56年3月 釧路総合印刷入社<br>昭和62年9月 札幌印刷株式会社入社<br>平成6年3月 同社と当社が合併<br>平成16年8月 当社営業第2部部长<br>平成18年8月 当社執行役員営業第2部部长<br>平成22年10月 当社取締役営業第2部部长<br>平成25年8月 当社取締役商印事業部長<br>平成26年8月 当社取締役統括部長(現任)                                                                                                  | 16,309株    |
| 6     | こばやしなおひろ<br>小林直弘<br>(昭和51年8月10日生) | 平成13年4月 株式会社遠藤秀平建築研究所入社<br>平成16年2月 当社入社<br>平成19年10月 当社制作センター部長<br>平成23年10月 当社取締役制作本部部长<br>平成25年8月 当社取締役制作統括本部部长(現任)                                                                                                                                                               | 15,675株    |
| 7     | こやなぎみちひろ<br>小柳道啓<br>(昭和45年1月16日生) | 平成5年4月 北海道旅客鉄道株式会社入社<br>平成11年12月 当社入社<br>平成14年3月 当社管理部長<br>平成14年10月 当社取締役経営企画部長<br>平成16年9月 株式会社味香り戦略研究所代表取締役(現任)<br>平成17年3月 株式会社インテリジェントセンサーテクノロジー社外取締役(現任)<br>平成24年2月 当社事業開発部部长<br>平成25年10月 当社取締役事業開発統括部長<br>平成26年8月 当社取締役グループ経営戦略室室長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社味香り戦略研究所代表取締役 | 3,434株     |

- (注) 1. 取締役候補者加藤優氏は、当社子会社である株式会社味香り戦略研究所の取締役を兼務し、同社は当社との間に製品販売等の取引関係があります。  
2. 取締役候補者小柳道啓氏は、当社子会社である株式会社味香り戦略研究所の代表取締役を兼務し、同社は当社との間に製品販売等の取引関係があります。  
3. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
4. 取締役候補者の所有する当社の株式数には、総合商研役員持株会における持分株式数(1株未満切捨て)を含めております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | お が さ わ ら ひ ろ し<br>小 笠 原 博<br>(昭和21年7月18日生) | 昭和46年4月 株式会社丸三鶴屋入社<br>昭和53年10月 株式会社永和（現イオン北海道株式会社）入社<br>平成11年5月 株式会社マイカル北海道（現イオン北海道株式会社）取締役<br>平成19年5月 同社常勤監査役<br>平成23年10月 当社内部監査室室長<br>平成26年10月 当社常勤監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>プリントハウス株式会社監査役<br>株式会社味香り戦略研究所監査役                      | 一株         |
| 2     | や ま か わ ひ ろ ゆ き<br>山 川 寛 之<br>(昭和21年6月9日生)  | 昭和44年4月 株式会社北海道銀行入行<br>平成8年6月 同社取締役本店営業部本店長<br>平成11年6月 同社執行役員本店営業部本店長<br>平成12年4月 カラカミ観光株式会社専務取締役<br>平成13年2月 大槻食材株式会社常務取締役<br>平成14年4月 同社専務取締役<br>平成20年4月 札幌第一興産株式会社取締役副社長（現任）<br>平成22年10月 当社監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>札幌第一興産株式会社取締役副社長 | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | かわ さき みつ お<br>川 崎 光 夫<br>(昭和32年10月1日生) | 昭和51年3月 日藤株式会社入社<br>平成18年4月 同社紙業部部長<br>平成20年12月 同社取締役第一営業本部長兼東京営業本部長<br>平成22年12月 同社常務取締役第一営業本部長兼東京営業本部長<br>平成25年12月 同社常務取締役営業本部本部長（現任）<br>平成26年10月 当社監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>日藤株式会社常務取締役営業本部本部長 | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山川寛之および川崎光夫の両氏は社外取締役候補者であります。なお、山川寛之氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。本総会において、山川寛之氏が原案どおり選任されますと、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
- ①山川寛之氏は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の取締役等として培った見識により、社外取締役としての役割を適切に遂行いただけると判断したためであります。
- ②川崎光夫氏は、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての役割を適切に遂行していただけると判断したためであります。
4. 本総会において第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、小笠原博氏、山川寛之氏、川崎光夫氏が原案どおり選任されますと、当社は3氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| あらき けんすけ<br>荒 木 健 介<br>(昭和45年3月27日生) | 平成10年4月 弁護士登録<br>平成10年4月 藤田法律事務所（現藤田・荒木法律事務所）入所<br>平成23年4月 札幌弁護士会副会長<br>平成24年4月 日本司法支援センター札幌地方事務所副所長（現任） | 一株         |

- (注) 1. 荒木健介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 荒木健介氏は補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 荒木健介氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験・実績及び幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくためです。  
4. 荒木健介氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、荒木健介氏は、直接、当社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。  
5. 荒木健介氏が社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
6. 本総会において第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、荒木健介氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年10月29日開催の第42回定時株主総会において年額150百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、現在と同額の年額150百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は7名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、現在の監査役の報酬額と同額の年額20百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。



#### 第8号議案 会計監査人選任の件

会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づく一時会計監査人であり、また優成監査法人を、当社の会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、監査役会が優成監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|                     |                                          |  |  |
|---------------------|------------------------------------------|--|--|
| 名称                  | 優成監査法人                                   |  |  |
| 事務所                 | 東京都中央区八重洲一丁目6番6号<br>八重洲センタービル4階          |  |  |
| 沿革                  | 平成11年4月 設立<br>平成23年11月 札幌事務所開設           |  |  |
| 概要<br>(平成27年8月1日現在) | 構成人員<br>公認会計士 75名<br>その他 124名<br>合計 199名 |  |  |

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

# 株主総会会場ご案内略図

会場：札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号  
協同組合札幌プリントピア3階 組合ホール  
電話：(011)780-5677



交通：地下鉄東豊線環状通東駅下車、タクシー約7分  
地下鉄東豊線環状通東駅バスターミナルより、中央バス東62、東64、東65、東69で東営業所前下車、徒歩約10分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集通知または同封いたしました議決権行使書用紙をご提示ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

